

令和6年度

保育施設・保育士等実態調査

調査結果の概要

令和7年2月

秋田県教育庁幼保推進課

目 次

調査の概要	1
調査結果のポイント	2
保育施設の調査結果から	
①保育従事者数と超過配置理由	3
②不足する保育従事者とその理由	4
③希望する制度の改善や支援	5
④障害児保育の対象となる児童の基準	6
⑤障害児受入の現状（気になる子）	7
⑥障害児受入の現状（気になる子以外）	8
⑦気になる子を障害児保育の対象とすべきか	9
⑧障害児保育における職員の加配と配置人数	10
⑨望ましい配置人数と障害児保育の課題	11
⑩市町村における補助の水準	12
市町村の調査結果から	
障害児保育に係る市町村補助金の対象児童の範囲	13
※市町村別の障害児保育に係る補助制度	14
保育士の調査結果から	
①やりがいと働いて良かったと思うこと	16
②働く上での悩み、不安、不満等	17
③離職の理由	18
④保育士として働いていない理由	19
⑤保育士として働き続けるために必要なこと	20

【調査の概要】

(1) 調査方法 調査の協力を郵送により行い、回答は調査票の返送又は電子申請・登録サービスによる

(2) 調査期間 令和6年8月9日～12月25日

区分	抽出方法	対象標本数	調査項目	回収数	回収率	備考
保育施設	公立私立を含む県内すべての保育所、認定こども園（幼稚園型除く） 【令和6年4月1日現在】	264施設	(1) 保育従事者等の配置に関すること ①保育従事者等の現員数 ②施設の運営上必要な保育従事者等の人数 ③望ましいと考える保育士等配置基準 ④今後の採用者数・退職者数の見込み (2) 障害児保育に関すること ①障害児や「気になる子」の考え方等 ②市町村による補助制度 ③障害児の受入状況 ④障害児保育の推進に向けた課題	264施設	100.0%	
市町村	県内すべての市町村	25市町村	(1) 障害児や「気になる子」の把握に関すること ①保育所等に在籍する障害児の把握方法 ②保育所等に在籍する「気になる子」の把握方法 (2) 障害児保育に関する補助制度（加配保育士等への補助）に関すること ①補助制度の有無及び補助対象・補助要件・基準額等 ②施設や関係団体からの要望の有無及びその対応方針 ③望ましいと考える保育士等配置基準	25市町村	100.0%	
保育士	秋田県保育士登録者名簿（令和6年5月1日時点）のうち概ね60歳未満の方（昭和39年4月1日以降に生まれた方）	2,000名	①保育士として働くことへの満足度 ②保育士として働く上での悩み・不安・不満等 ③離職の理由・復職の意向等 ④保育士として働き続けられるために必要な支援等	588名	29.4%	回収数のうち、現役保育士数は417名

【調査結果のポイント】

＜保育施設の調査結果＞

（１）保育士不足

- ・保育施設が公的な助成制度の基準等を超えて加配している保育士等は、総数で1,884人に上り、その多くは特別な配慮を必要とする子どもに対応するためのほか、保育士等の勤務シフトや業務負担を軽減するために配置している。
- ・今後もさらに加配が必要だと回答した保育施設は過半数を超えており、その理由としては、保育士の業務負担の軽減や勤務シフトへの対応等が多い。

（２）障害児保育

- ・「気になる子」がいると回答した保育施設は８割を超えている。また、「気になる子」以外の障害児を受け入れている保育施設は約４割となっている。
- ・市町村からの支援が不十分と回答した保育施設は７割を超え、その主な理由としては、補助金額が人件費と比較して少ないためとなっている。

＜市町村の調査結果＞

（３）障害児保育

- ・補助制度があると回答したのは14市町村。対象児童の範囲としては、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者」や「「特別児童扶養手当」支給対象児童」、「医師等による診断書・意見書がある児童」とする市町村が多い。
- ・補助の対象は加配保育士や障害児と様々であり、補助金額にも差がある。

＜保育士の調査結果＞

（４）保育士の現状

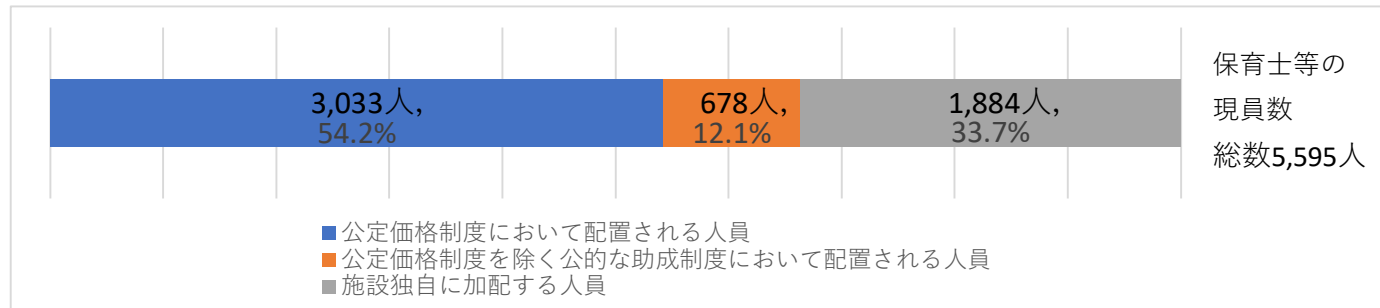
- ・保育士としてやりがいを感じる職員は８割弱となっており、給与の低さや仕事量（雑務）等に悩みや不安等を抱える職員が多く見られる。
- ・保育施設を離職した人の理由としては、給与の低さや仕事量（雑務）に次いで、職場内の人間関係を挙げる割合が高くなっている。
- ・保育士として働いていない理由として、勤務体制・労働時間や給与水準等を挙げる回答者が多い。

< 保育施設の調査結果から >

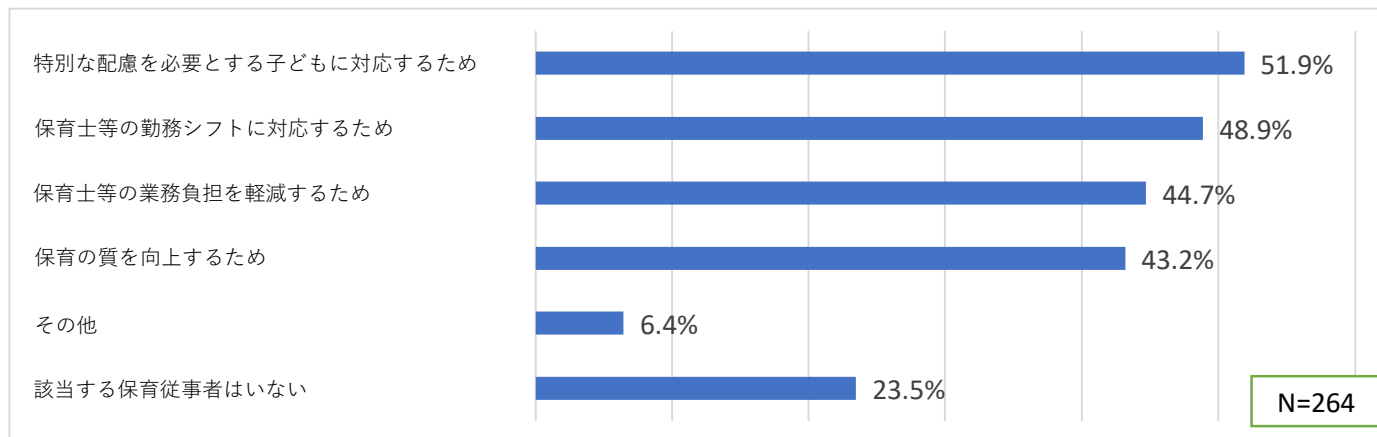
① 保育従事者数と超過配置理由

○ 保育施設に従事する保育士等5,595人のうち、公定価格やその他公的な助成により配置されている職員は 66.3% (3,711人) を占める一方、施設独自に配置している職員は33.7% (1,884人) となっている。また、施設が独自に職員を配置している理由としては、「特別な配慮を必要とする子どもに対応するため」が51.9%と最も多く、次いで「保育士等の勤務シフトに対応するため」が48.9%となっている。

● 保育施設に従事する保育士等の総数とその内訳



● 施設が独自に保育従事者を配置している理由

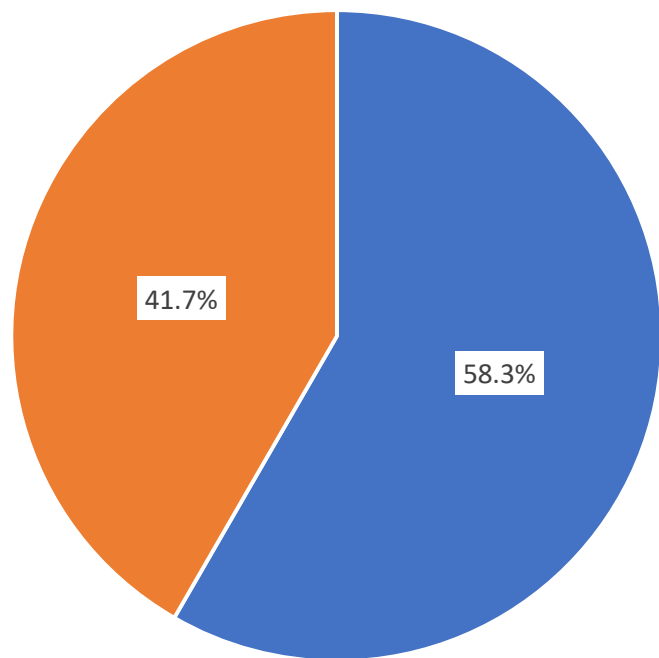


< 保育施設の調査結果から >

② 不足する保育従事者とその理由

○ 現在従事する保育従事者よりも多くの職員を必要とすると回答した施設は全体の58.3%（154施設）を占め、その理由として、「保育士等の業務負担を軽減するため」と回答した施設が81.8%（126施設）と最も多くなっている。次いで、「保育士等の勤務シフトに対応するため」と回答した施設74%（114施設）となっている。

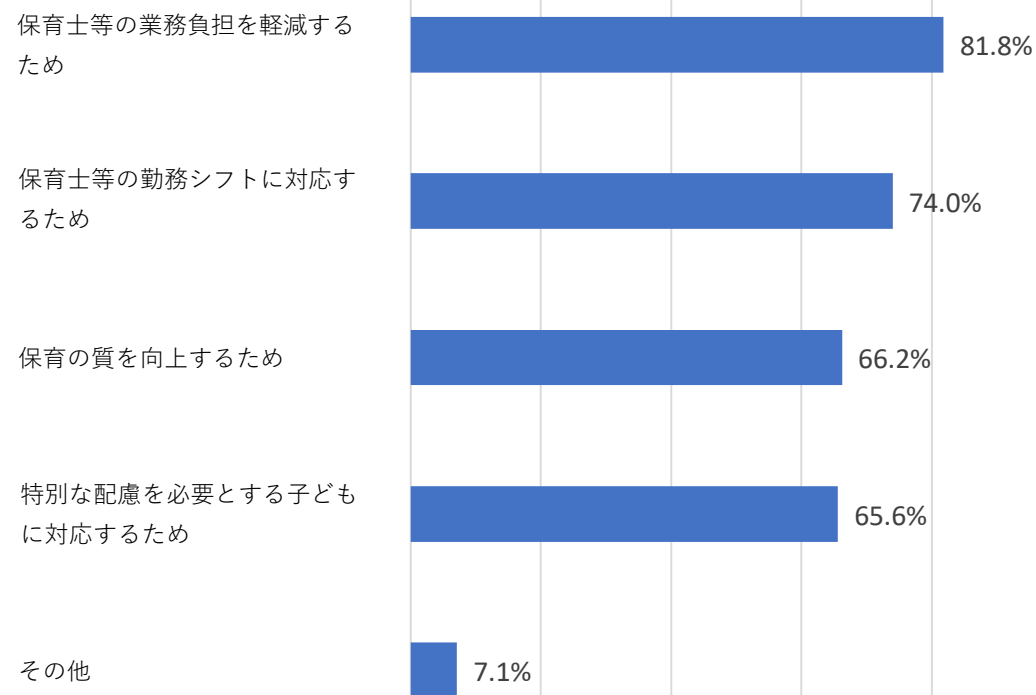
● 現状より多くの保育従事者が必要か



■ 必要である ■ 必要ではない

N=264

● 必要とする理由



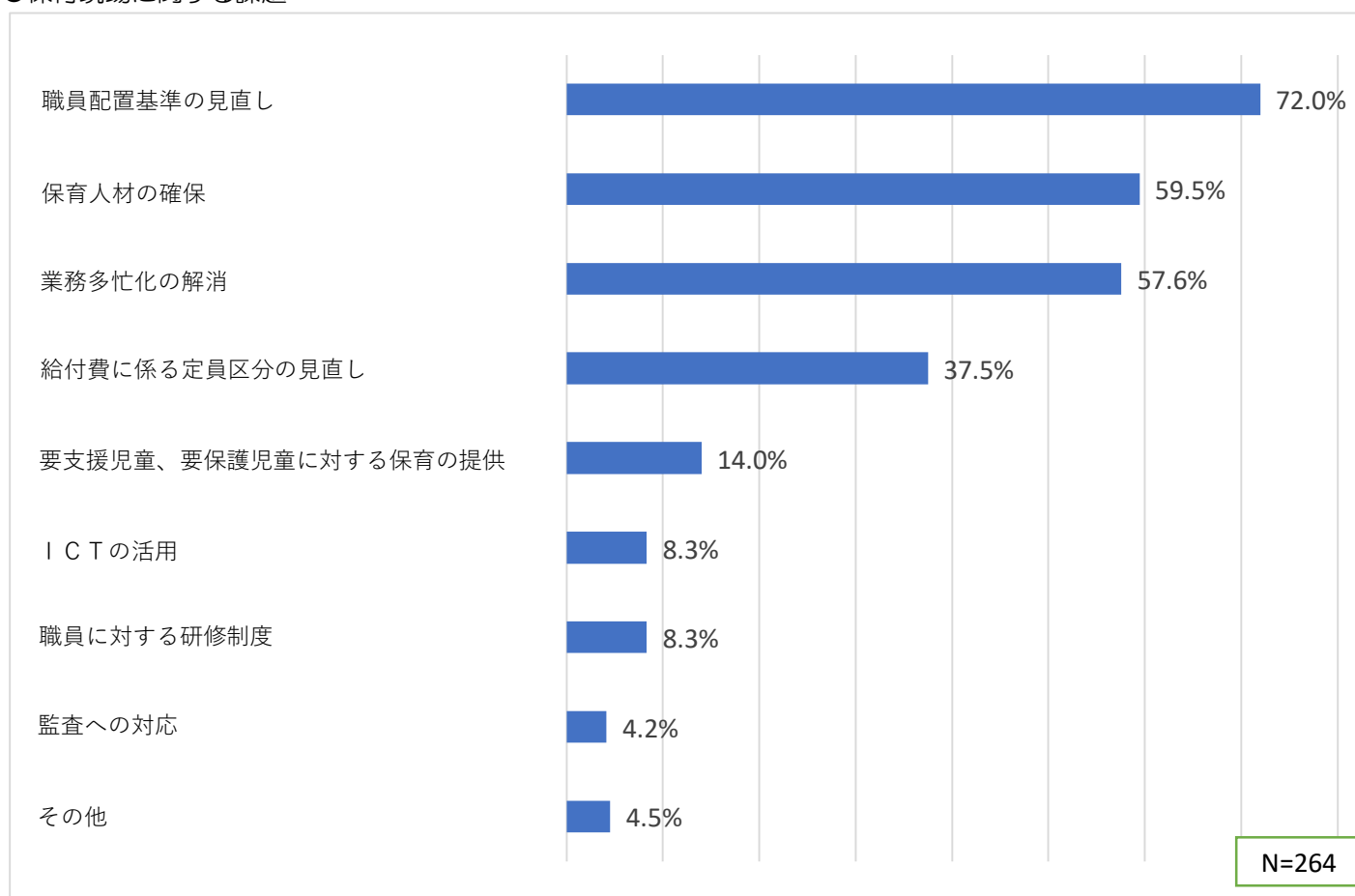
N=154

＜保育施設の調査結果から＞

③希望する制度の改善や支援

○保育現場の課題に関し、制度の改善や支援などを特に希望する事項として、「職員配置基準の見直し」と回答した施設は全体の72%（190施設）に上った。次いで、「保育人材の確保」と回答した施設が59.5%（157施設）、「業務多忙化の解消」が57.6%（152施設）となっている。

●保育現場に関する課題

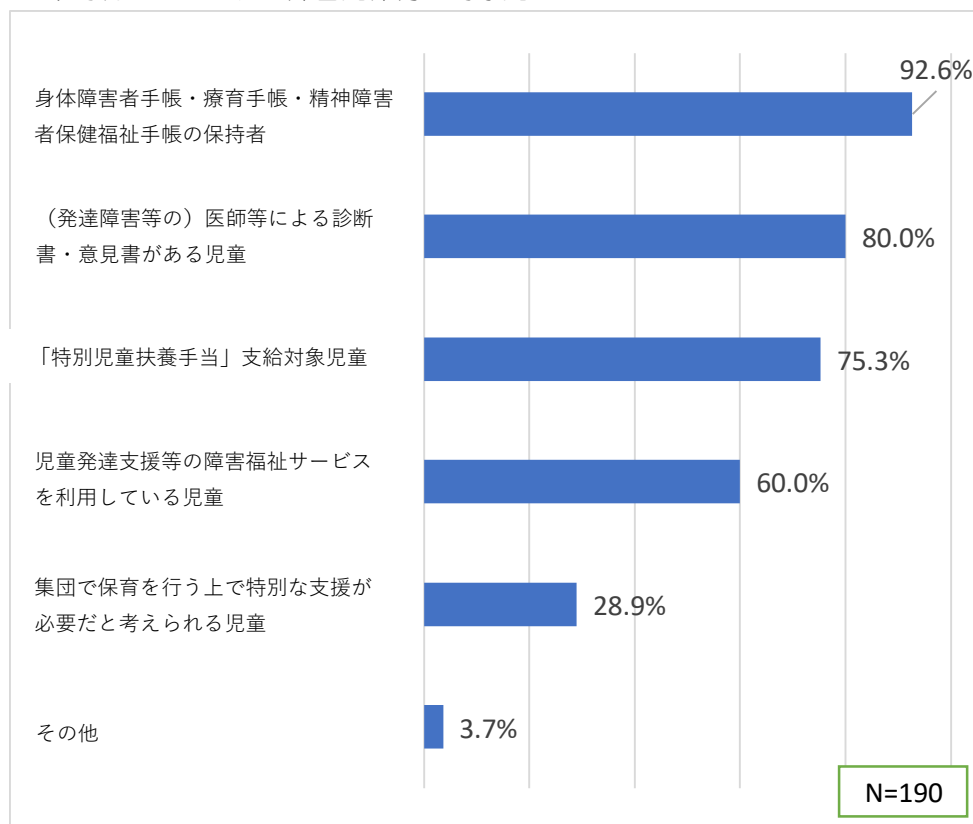


＜保育施設の調査結果から＞

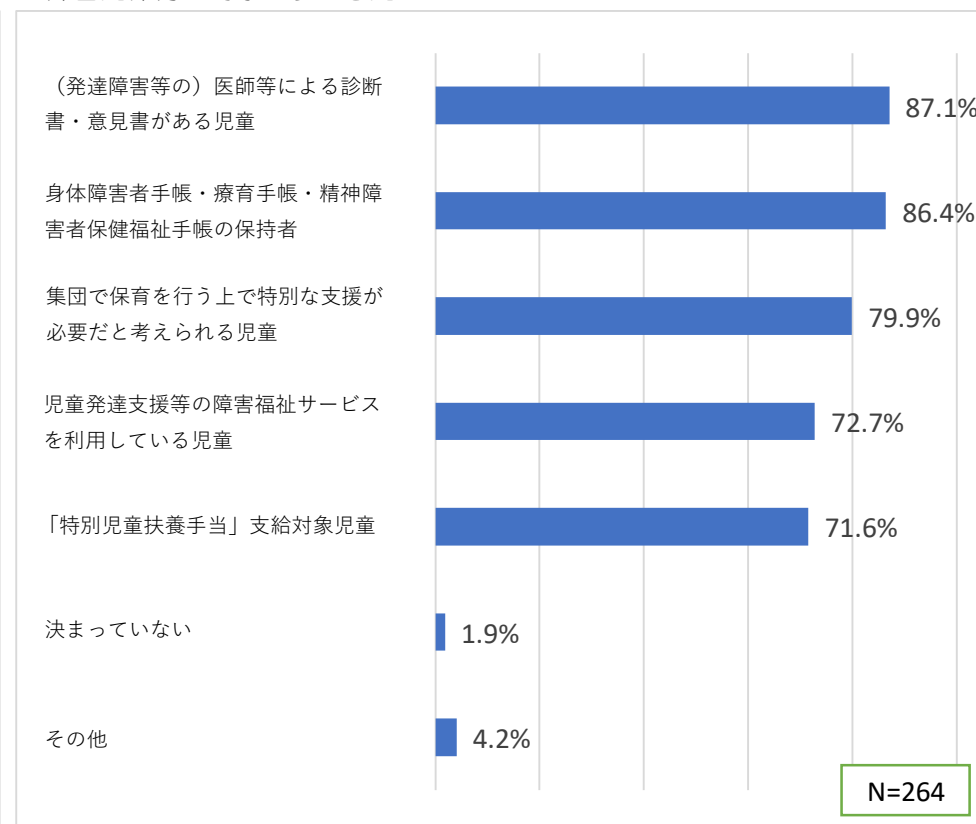
④障害児保育の対象となる児童の基準

○市町村から障害児保育の対象となる児童の考え方や基準等が示されていると回答した190施設のうち、「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」が対象になると捉えている施設は、28.9%（55施設）に止まっている。一方で、障害児保育の対象とすべき児童について、79.9%（211施設）の施設で「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」を対象とすべきと回答している。

●市町村から示された障害児保育の対象児童



●障害児保育の対象とすべき児童

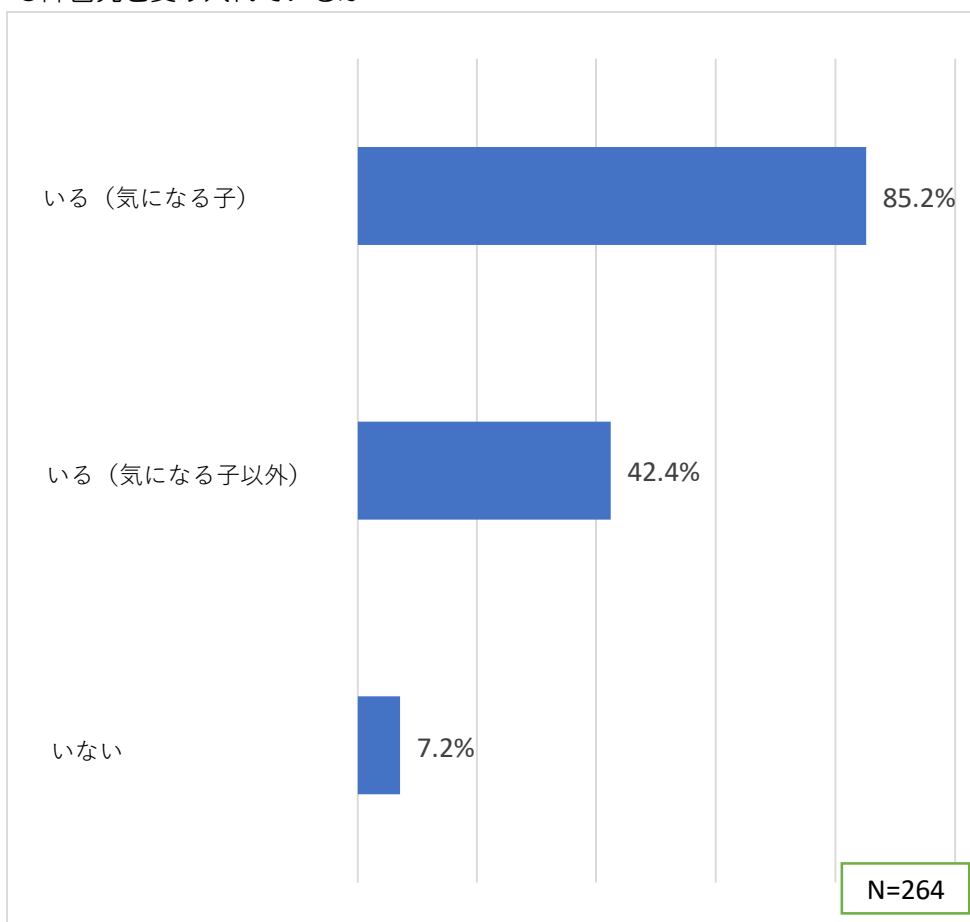


＜保育施設の調査結果から＞

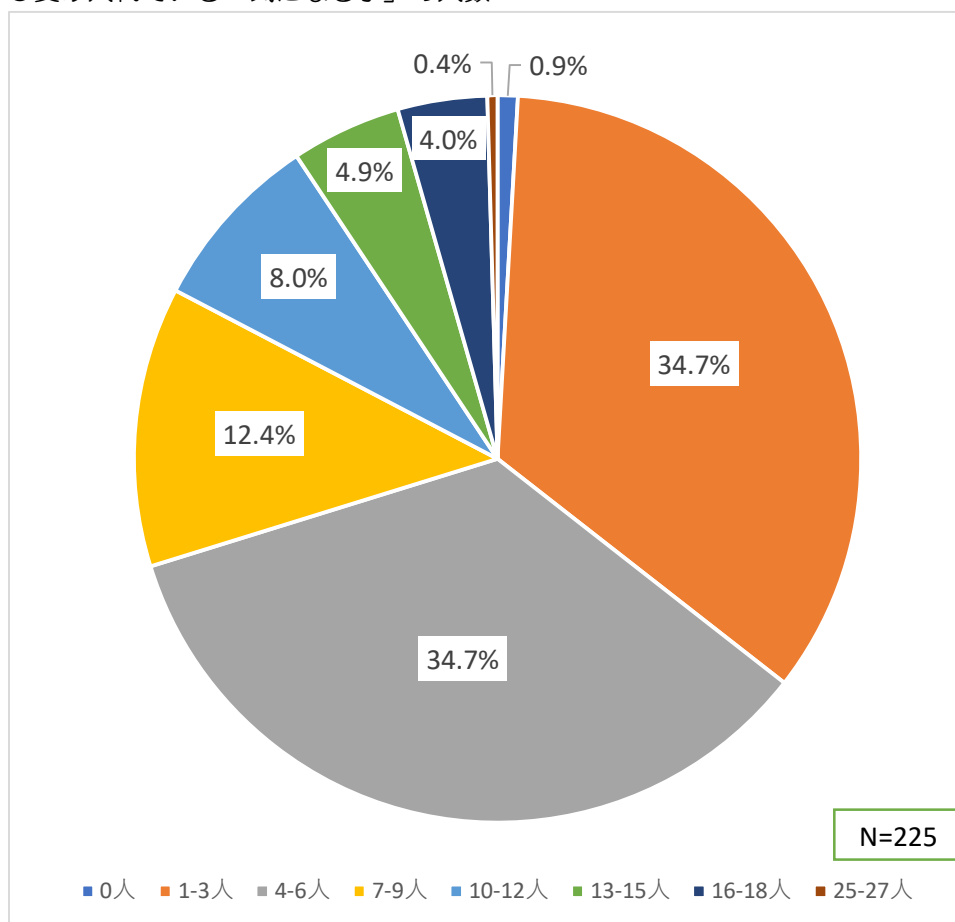
⑤障害児受入の現状（気になる子）

○気になる子がいると回答した施設は85.2%（225施設）を占め、それ以外の障害児を受け入れている施設は42.4%（112施設）となっている。また、気になる子を受け入れている施設におけるその人数は、1人以上3人以下又は4人以上6人以下と回答した施設が全体の69.4%（156施設）を占めている。

●障害児を受け入れているか



●受け入れている「気になる子」の人数

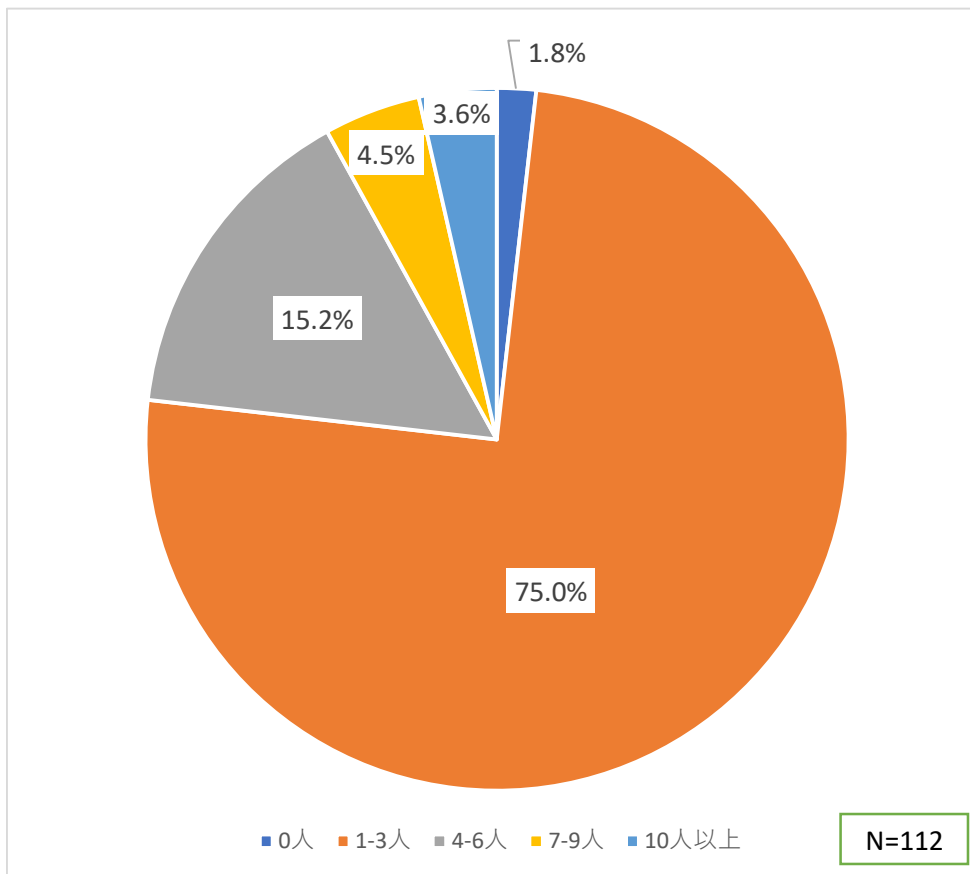


<保育施設の調査結果から>

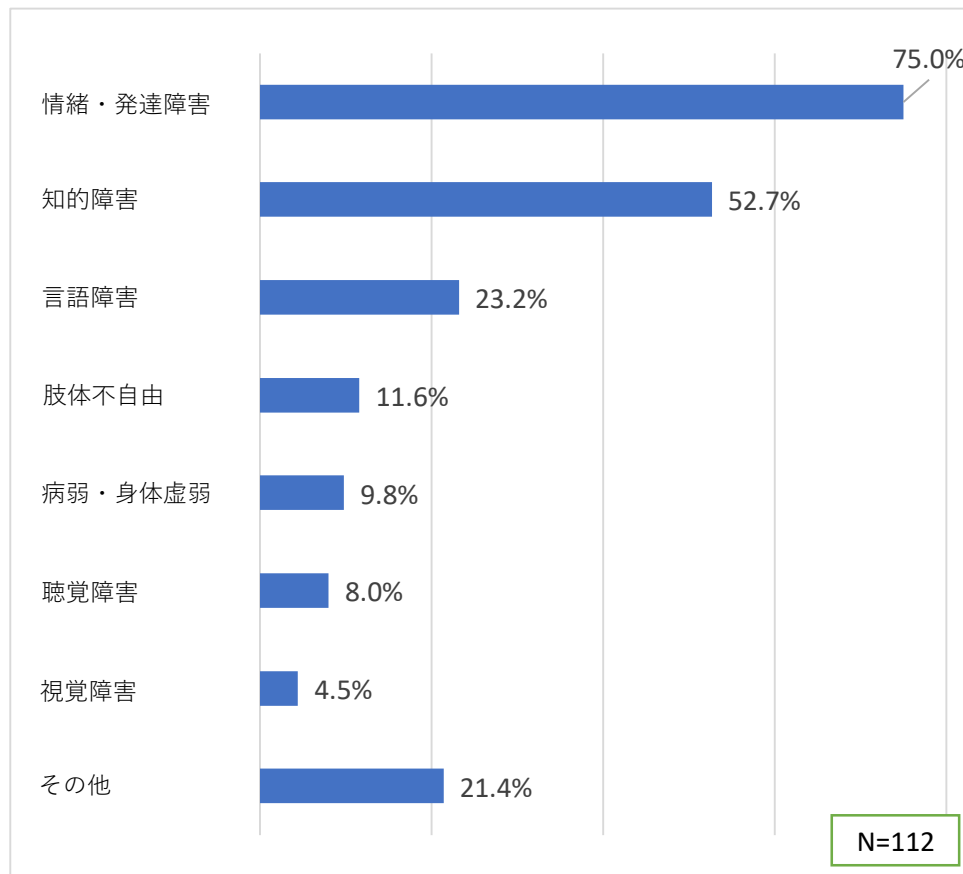
⑥障害児受入の現状（気になる子以外）

○気になる子以外の障害児がいると回答した112施設において受け入れている障害児の人数は、1人以上3人以下と回答した施設は75%（84施設）を占めている。また、受け入れている障害児の障害の種類については、「情緒・発達障害」が75%（84施設）、次いで「知的障害」が52.7%（59施設）を占めている。

●受け入れている「気になる子」以外の人数



●受け入れている障害児の障害の種類

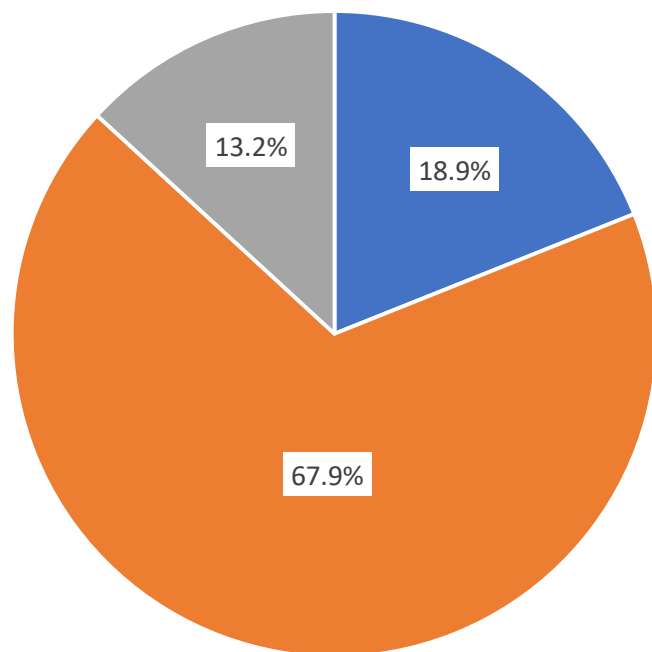


< 保育施設の調査結果から >

⑦「気になる子」を障害児保育の対象とすべきか

○市町村から障害児保育の対象となる児童の考え方や基準等が示されていると回答した190施設のうち、「気になる子」を障害児保育の対象として含めていると回答した施設は18.9%（36施設）に止まっている。一方で、対象に含めるべき（一部を含む）と回答した施設は、回答があった264施設のうち、67.8%（179施設）に上っている。

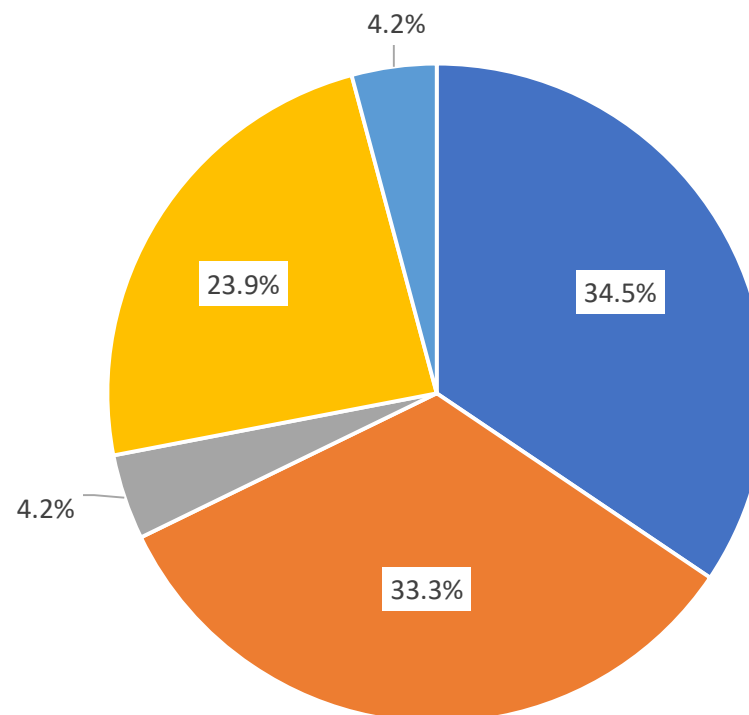
●市町村では障害児保育の対象としているか



■含めている ■含めていない ■分からない

N=190

●障害児保育の対象とすべきか



■含めるべき ■一部を含めるべき ■含めるべきではない
■どちらともいえない ■分からない

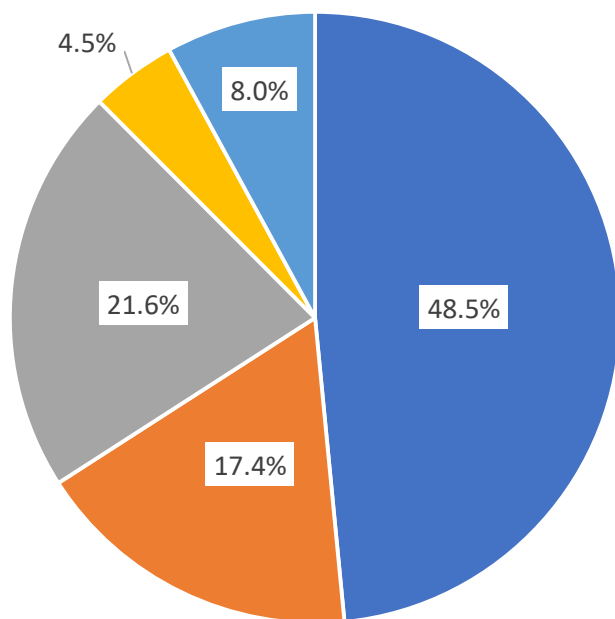
N=264

< 保育施設の調査結果から >

⑧障害児保育における職員の加配と配置人数

○障害児を受け入れるに当たり、職員の加配を行っているとは回答した施設は70.1%（185施設）に上り、その加配職員の人数は、子ども1人に対して職員を1人と回答した施設が76.2%（141施設）となっている。

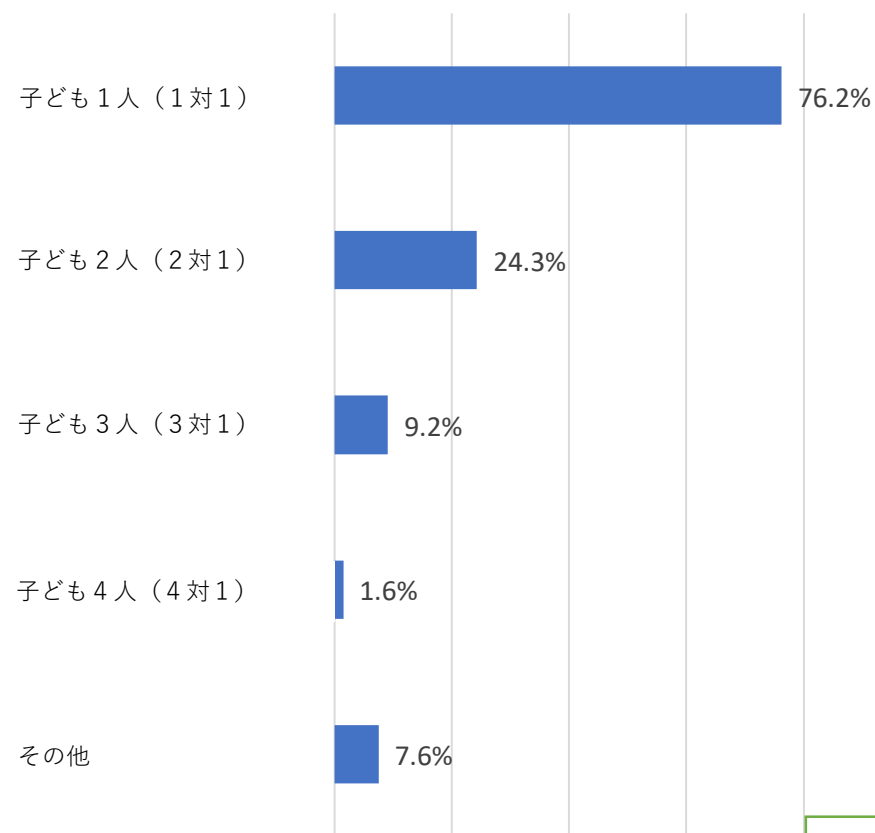
●職員の加配の有無



- 行っている
- 行っていない
- 障害の程度等、ケースにより行っている
- 受け入れたことはない
- その他

N=264

●加配職員の配置人数



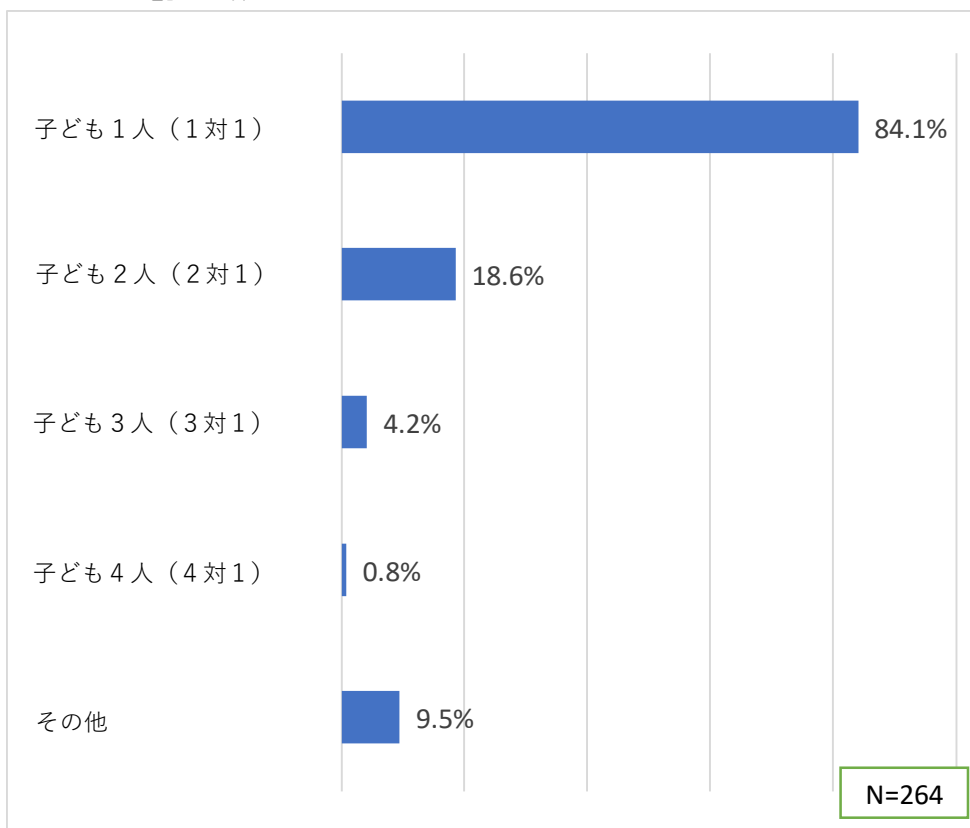
N=185

＜保育施設の調査結果から＞

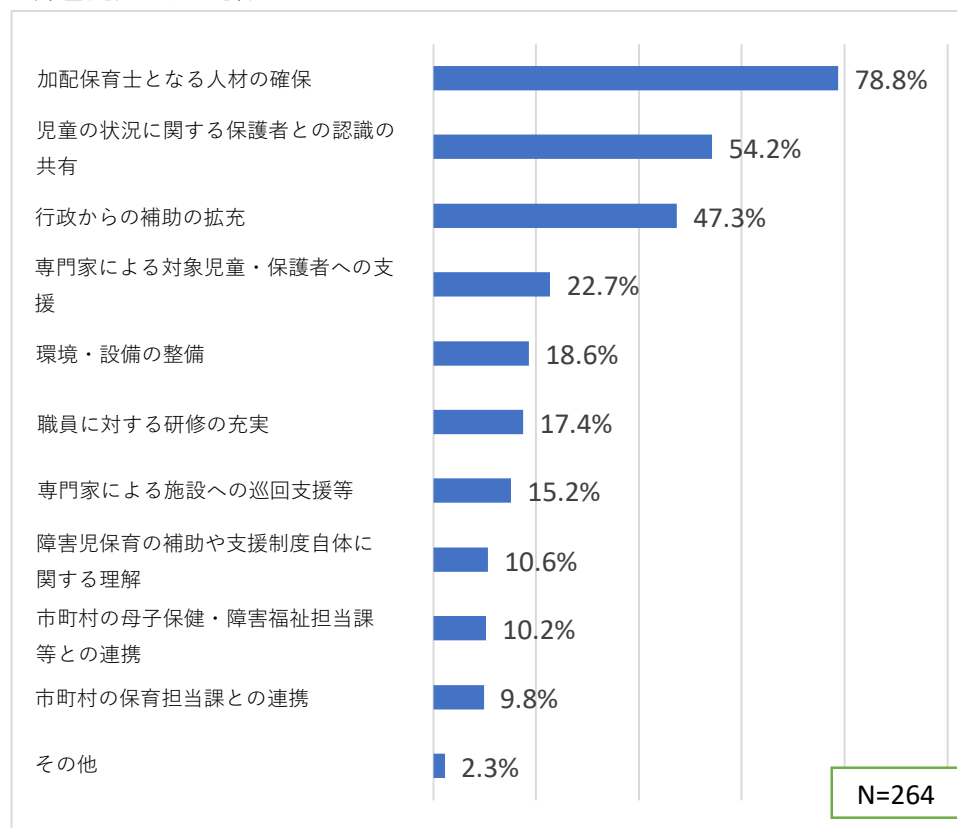
⑨望ましい配置人数と障害児保育の課題

○障害児を受け入れるに当たり、保育に望ましいと考える配置人数を子ども1人に対して職員を1人と回答した施設は84.1%（222施設）に上っている。障害児の受入を円滑に進める上での課題については、「加配保育士となる人材確保」と回答した施設が78.8%（208施設）に上り、次いで「児童の状況に関する保護者との認識の共有」が54.2%（143施設）、「行政からの補助の拡充」が47.3%（125施設）となっている。

●望ましい配置人数



●障害児受入れの課題

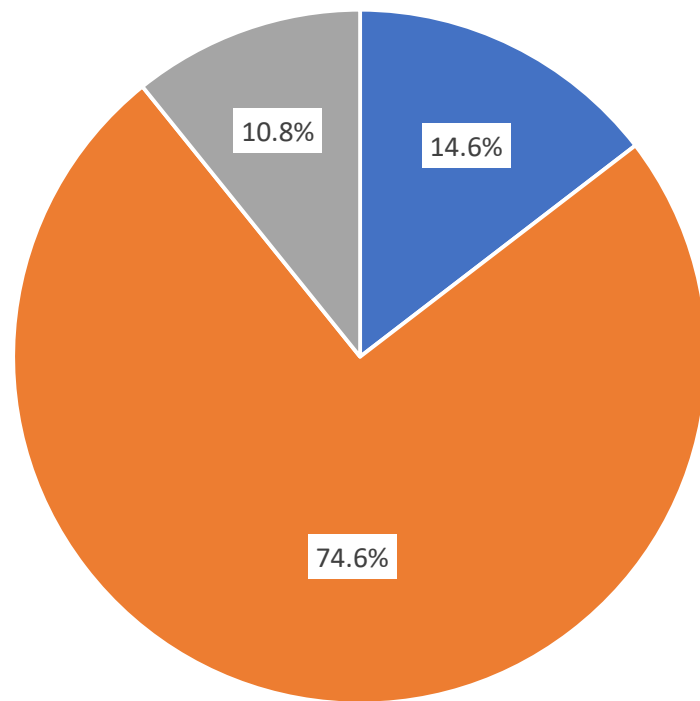


< 保育施設の調査結果から >

⑩市町村における補助の水準

○加配職員に対する市町村からの支援について、「十分ではない」と回答した施設が74.6%（138施設）を占めており、その理由として「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」と回答した施設が83.3%（115施設）に達している。

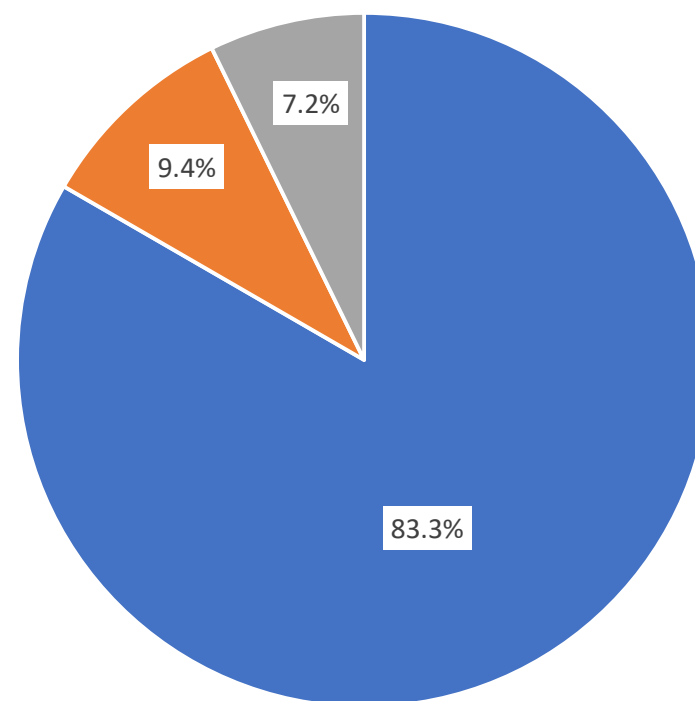
●市町村からの支援は十分か



■ 十分である ■ 十分ではない ■ 活用していない

N=185

●支援が十分ではない理由



■ 補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため
■ 障害の種類によっては補助の対象とならないため
■ その他

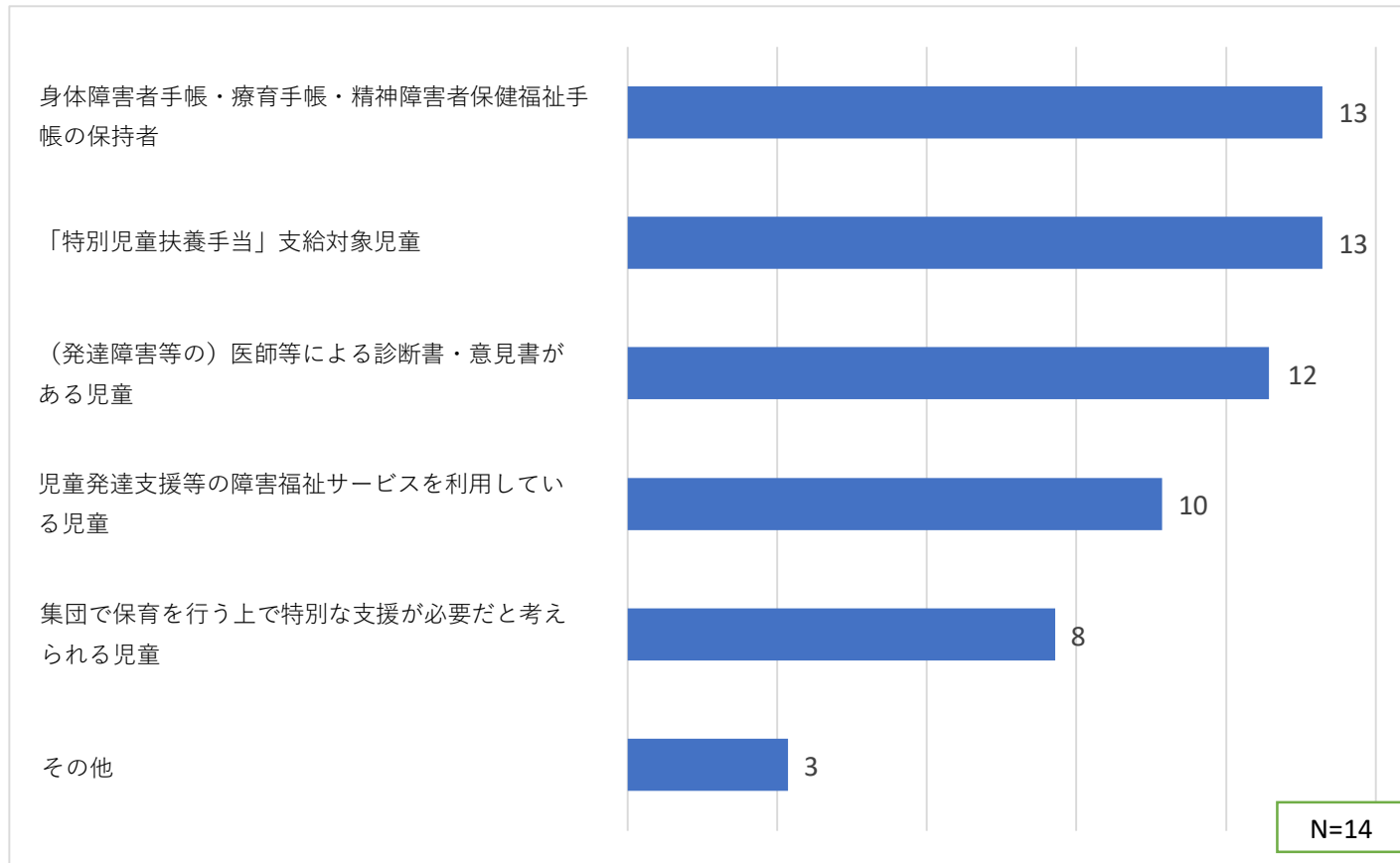
N=138

＜市町村の調査結果から＞

障害児保育に係る市町村補助金の対象児童の範囲

○補助制度があると回答した14市町村のうち、対象児童の範囲として「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者」や「「特別児童扶養手当」支給対象児童」、「医師等による診断書・意見書がある児童」を挙げており、施設の認識ともほぼ一致しているが、「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」を対象としているのは8市町村に止まっている。

●補助金の対象児童の範囲



※市町村別の障害児保育に係る補助制度

令和6年5月1日現在

市町村	要件・基準等
秋田市	1. 特別児童扶養手当の支給対象児童 2. 身体障害者手帳の交付を受けている児童 3. 療育手帳の交付を受けている児童 1～3 共通 月額100,000円×入所月数（各月初日時点） 4. その他、関係療育機関により何らかの発達障がい等を有する旨の判定を受けている児童 月額65,000円×入所月数（各月初日時点） 【根拠】「1、2歳児」と「3歳児」それぞれの保育単価を按分した金額と、「乳児」の保育単価との差額等を根拠としている。
能代市	●特別児童扶養手当（1級）支給対象児童及びこれに相当すると市長が認める障害児（以下「重度障害児」という。）に対して保育士等（保育士、保健師、看護師及び准看護師のことをいう。以下同じ。）を加配（重度障害児1人に対し保育士等を1人加配）して保育を行った場合に要する経費 1人につき月額144,000円 ●重度障害児以外で市長が特に認める障害児（以下「重度以外障害児」という。）に対して保育士等を加配（重度以外障害児2人に対し保育士等を1人加配）して保育を行った場合に要する経費 1人につき月額72,000円
横手市	〔重度〕特別児童扶養手当の対象となっている児童…1人1か月あたり40,000円 〔中軽度A〕児童発達支援を利用している児童…1人1か月あたり20,000円 〔中軽度B〕児童発達支援を利用していない（医療機関を受診している、または公的相談機関や療育機関に定期的に相談している）児童…1人1か月あたり20,000円
湯沢市	【補助対象】障がい児1人以上保育し、2人につき幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する職員1人以上を専任で配置するもの。 【補助対象経費】専任職員の人件費及び障がい児保育の実施に要する費用。 【補助金額】補助対象経費の総額又は保育を行う障がい児の人数に当該保育を実施した月数を乗じて得た数に子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和6年4月25日付けこ成保第261号、6文科初第298号）別紙多様な事業者の参入促進・能力活用事業欄の2認定こども園特別支援教育・保育経費に掲げる額を乗じて得た額のいずれか少ない額を交付する。
鹿角市	【補助対象】私立の保育所等 【補助対象経費】専任保育士の人件費 【保育士配置基準】障害児保育対策実施要綱第2条に定める対象児童2人につき専任保育士をおおむね1人の割合で配置する。ただし、必要に応じ配置保育士の人数は変更できる。 【補助基準額】専任保育士1名あたり年額2,160,000円。（実施月12か月未満の場合180,000円×実施月数） 【補助金額】補助対象経費から寄付金その他の収入を除いた額と補助基準額を比較して少ないほうの額に3分の2を乗じた額（千円未満切捨）
由利本荘市	特別児童扶養手当受給者・・・児童1人につき月額 42,800円 その他の対象者・・・・・・児童1人につき月額 21,400円

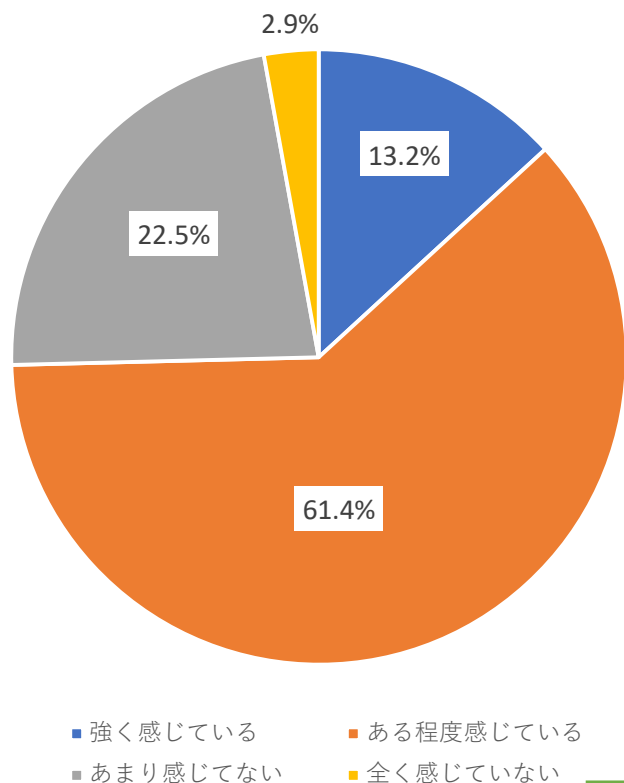
市町村	要件・基準等
大仙市	1. 手帳（身体・療育・精神）保持者を保育する場合 児童1人につき支援員1人の配置を基準とし、支援員1人あたりに要する人件費※から当該児童の保育単価人件費相当額を減じて得た額。 2. 1以外の「障害児保育」の対象となる児童を保育する場合 児童1人につき支援員1人の配置を基準とし、支援員1人あたりに要する人件費※から当該児童の保育単価人件費相当額を減じて得た額に1／2を乗じて得た額。 ※ ただし、支援員1人あたりに要する人件費は、年額2, 100, 000円を上限とする。
北秋田市	A判定（特別児童扶養手当、療育手帳・身体障害者手帳）：100,000円/月 B判定（審査会において、障がい有すると判定された児童）：50,000円/月
にかほ市	加配職員：資格保有者 10万円/月、資格なし 8万円/月 加配職員1人につき、対象児童2人まで
仙北市	加配も含めて運営費の不足分を運営費補助金として補助している。
小坂町	対象児童をサポートする保育士の人件費の一部を予算の範囲内で補助する。
三種町	対象児童を受け入れる保育所等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する保育士のほか、本事業の実施のために必要な保育士等を配置しなければならない。 補助基準額 1 重度障害児 1人につき月額144,000円 2 その他の児童 // 月額72,000円
五城目町	今現在は、担当保育士の人件費の1/2を補助しているが、見直しを協議している。
羽後町	加配保育士1人につき月額166,000円

<保育士の調査結果から>

①やりがいと働いて良かったと思うこと（現役保育士）

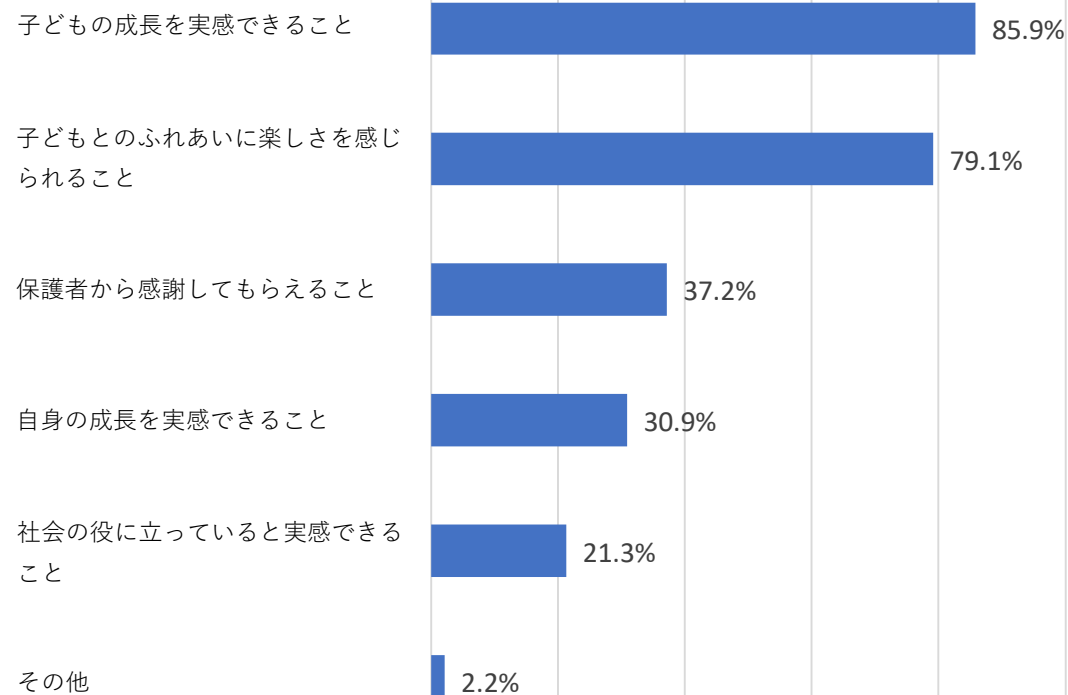
○現役の保育士417人のうち、やりがいを感じていると回答（「強く感じている」と「ある程度感じている」の合計）した保育士は74.6%（311人）に上っている。また、働いて良かったこととして「子どもの成長を実感できること」と回答した保育士は85.9%（358人）、次いで「子どもとのふれあいに楽しさを感じられること」が79.1%（330人）となっている。

●保育士としてやりがいを感じているか



N=417

●保育士として働いて良かったこと



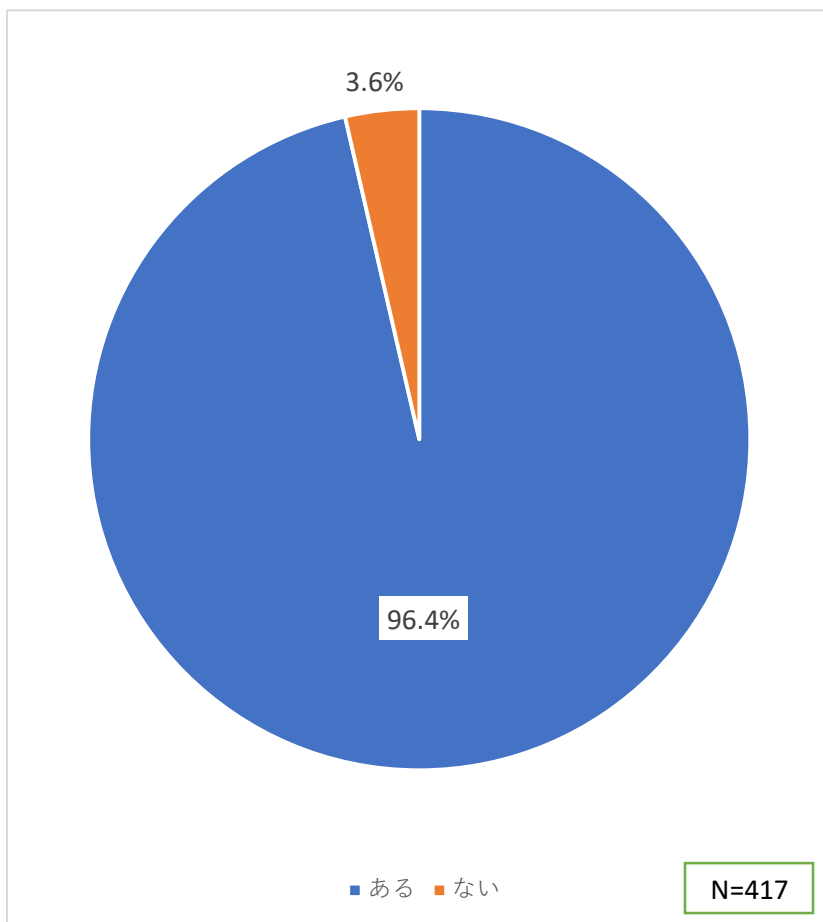
N=417

<保育士の調査結果から>

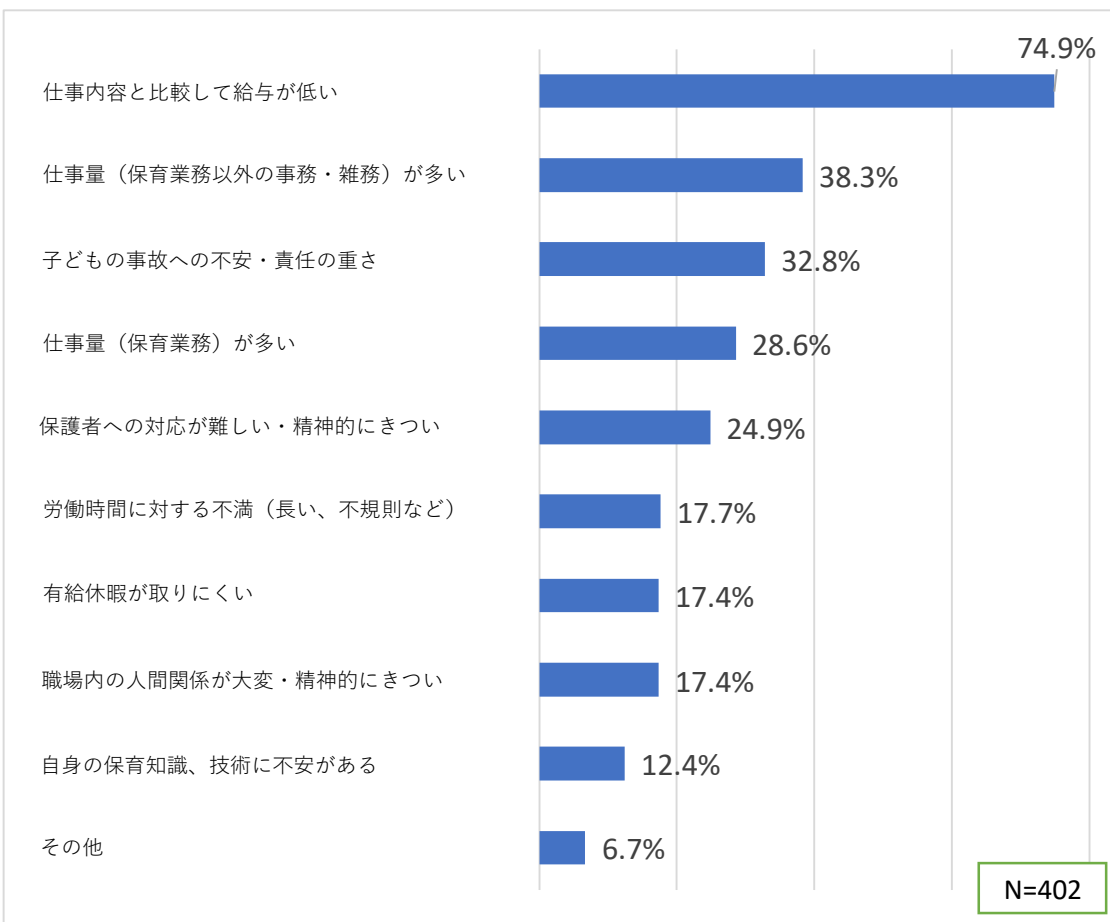
②働く上での悩み、不安、不満等（現役保育士）

○保育士として働く上で悩みや不安、不満等があると回答した402人のうち、74.9%（301人）が「仕事内容と比較して給与が低い」を挙げており、次いで「仕事量（保育業務以外の事務・雑務）が多い」が38.3%（154人）、「子どもの事故への不安・責任の重さ」が32.8%（132人）となっている。

●働く上での悩みや不安、不満等の有無



●悩みや不安、不満等の内容

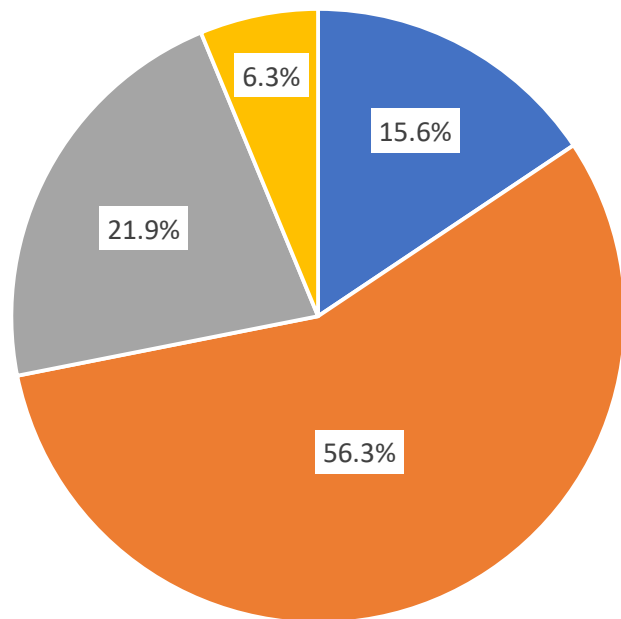


＜保育士の調査結果から＞

③離職の理由（潜在保育士）

○保育士として働いていたが離職したと回答した128人のうち、離職の理由としては、「仕事内容と比較して給与が低い」が57%（73人）、次いで「仕事量（保育業務以外の事務・雑務）が多い」が34.4%（44人）となっている。また、回答者の32%（41人）が「職場内の人間関係が大変・精神的にきつい」ことを理由として挙げている。

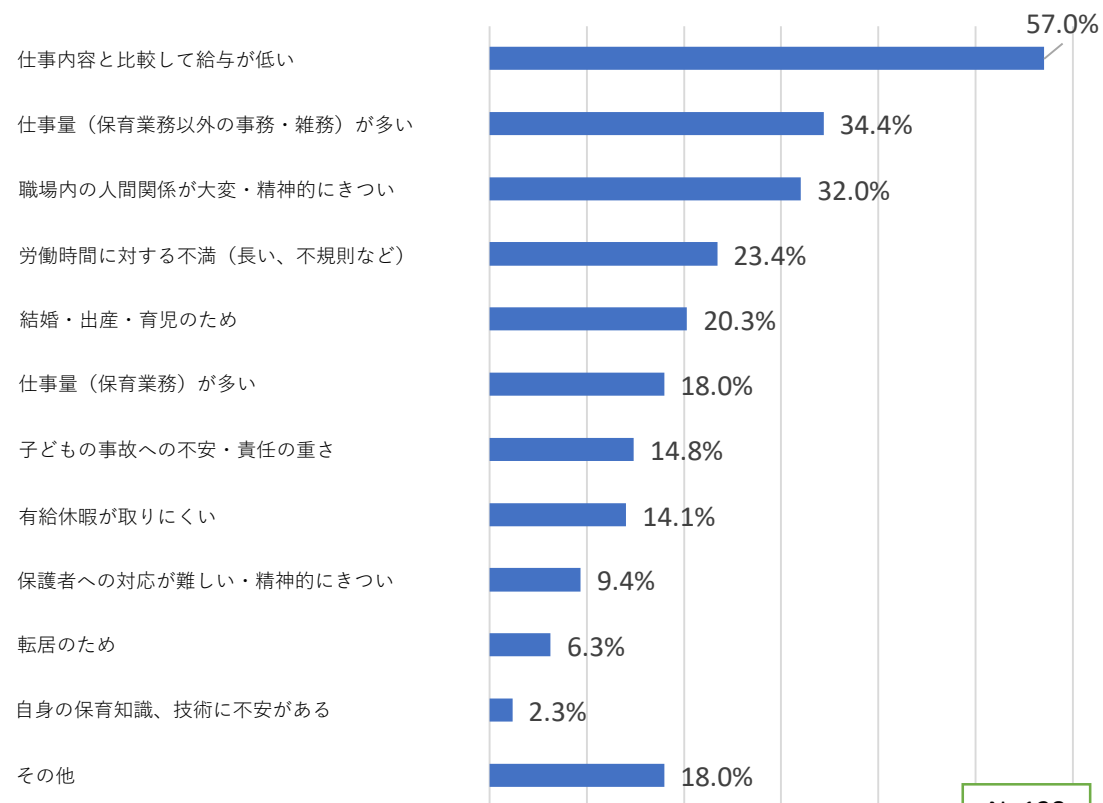
●保育士としてやりがいを感じていたか



■ 強く感じていた ■ ある程度感じていた
■ あまり感じていなかった ■ 全く感じていなかった

N=128

●離職した理由



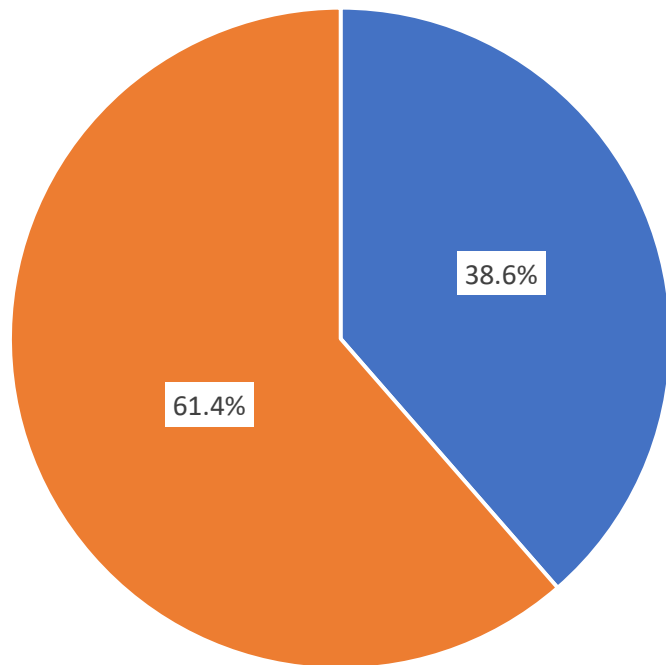
N=128

<保育士の調査結果から>

④保育士として働いていない理由（潜在保育士）

○現在は保育士として働いていないが今後働きたいと回答した66人のうち、働くに至らない理由としては、「希望に合う勤務体制・労働時間の施設が見つからない」が43.9%（29人）、次いで「希望に合う給与水準の施設が見つからない」が36.4%（24人）となっている。

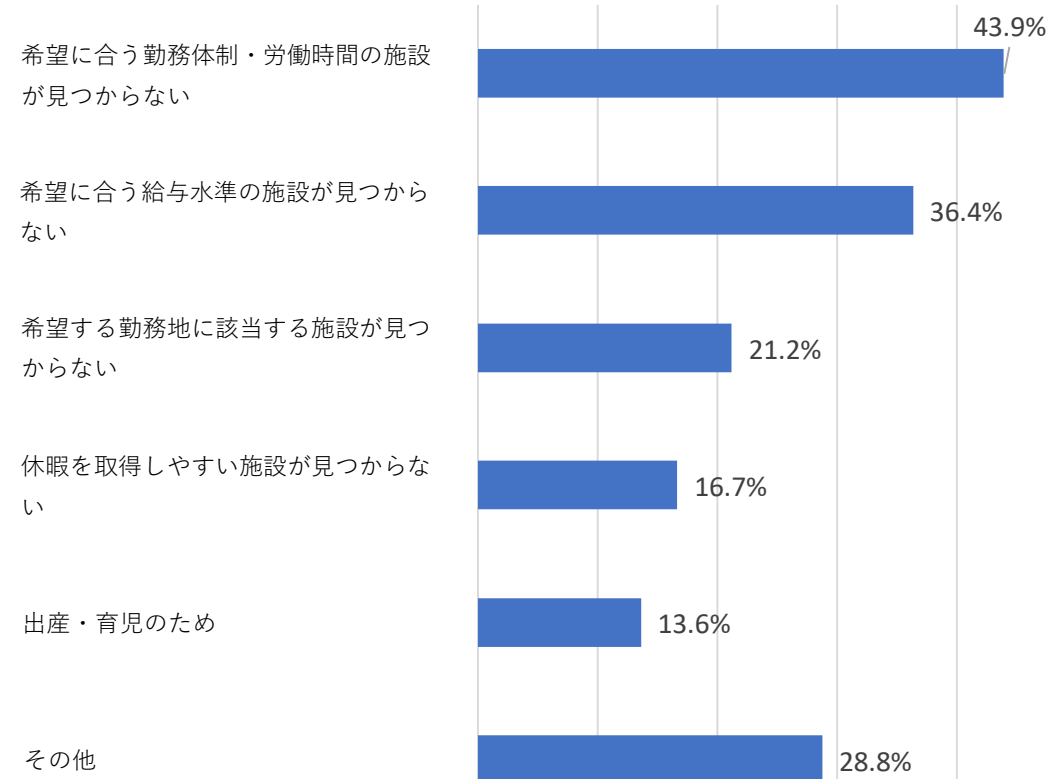
●今後働きたいと考えているか



■ 考えている ■ 考えていない

N=171

●働くに至っていない理由



N=66

<保育士の調査結果から>

⑤保育士として働き続けるために必要なこと

○保育士として働き続けるために必要なことについて、「給与（処遇）改善」と回答した保育士は84.5%（497人）と他の回答に比して多くなっている。次いで、「保育士の配置基準（人員配置）の見直し」が54.9%（323人）、「保育業務以外の事務・雑務の軽減」が38.4%（226人）となっている。

●保育士として働き続けるために必要なこと

